

指 名 停 止 措 置 の 概 要

| 番号 | 商号又は名称、代表者名 本社所在地 | 指名停止の期間 | 筑西市建設工事等指名停止等 措置要綱該当条件 | 理由 | 備考 |
|----|---|-------------------------------------|---|--|----|
| 1 | パナソニックEWエンジニアリング株式会社東京 本部 取締役本部長 中牟田 研也 東京都港区東新橋一丁目5番1号 | 令和7年4月22日から 令和7年7月21日まで (3か月) | (建設業法違反行為) 第2条、別表第2第12項 第2号(3か月以上9か月以内) | パナソニックEWエンジニアリング(株)及びパナソニック環境エンジニアリング(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。これについては、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱第2条「別表第2第12項第2号」に該当する。 | |
| 2 | パナソニック環境エンジニアリング株式会社東 日本支店 上席執行役員支店長 津々見 充 東京都港区浜松町1丁目18番16号 | | | | |
| 3 | パナソニック産機システムズ株式会社空調事 業本部 営業統括部長 直木 俊成 東京都墨田区押上1-1-2 | | | パナソニック産機システムズ(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より営業停止処分を受けた。これについては、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱第2条「別表第2第12項第2号」に該当する。 | |